別表第２の１の注２中「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「第２条第３号」を「第１条第４号」に改め、同１の注５中「者が、」の下に「注１に掲げる者であって」を加え、「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同１の注６中「第２条第６号」を「第１条第７号」に改め、同１の注12中「第９の１の注５」を「第15の１の注６」に、「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改める。

別表第３の１のイ中「254単位」を「255単位」に、「402単位」を「404単位」に、「584単位」を「587単位」に、「667単位」を「670単位」に、「750単位」を「753単位」に、「833単位」を「836単位」に、「916単位」を「919単位」に改め、同１のロ中「197単位」を「198単位」に、「276単位」を「277単位」に、「346単位」を「347単位」に改める。

別表第３の１の注１の㈡中「心身の状態」を「支援の度合」に、「認定調査表」を「区分省令別表第一」に、「調査項目」を「項目」に改め、同１の注１の㈡のａからｅまでを次のように改める。

ａ　歩行　「全面的な支援が必要」

ｂ　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

ｃ　移動　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

ｄ　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

ｅ　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

別表第４の１のイ中「251単位」を「252単位」に改め、同１のロ中「398単位」を「400単位」に改め、同１のハ中「579単位」を「582単位」に改め、同１のニ中「726単位」を「729単位」に改め、同１のホ中「872単位」を「876単位」に改め、同１のヘ中「1,019単位」を「1,024単位」に改め、同１のト中「1,166単位」を「1,171単位」に改め、同１のチ中「1,313単位」を「1,319単位」に改め、同１のリ中「1,460単位」を「1,467単位」に改め、同１のヌ中「1,607単位」を「1,614単位」に改め、同１のルヲ中「1,753単位」を「1,761単位」に改め、同１のワ中「1,900単位」を「1,909単位」に改め、同１のヨ中「2,047単位」を「2,056単位」に改め、同１のカ中「2,194単位」を「2,204単位」に改め、同１のタ中「2,341単位」を「2,352単位」に改め、同１のレ中「2,487単位」を「2,498単位」に改める。

別表第４の１の注１中「心身の状態」を「支援の度合」に改める。

別表第５の１のイ中「896単位」を「903単位」に、「877単位」を「884単位」に、「861単位」を「868単位」に、「850単位」を「857単位」に、「653単位」を「658単位」に、「623単位」を「628単位」に、「599単位」を「604単位」に、「586単位」を「591単位」に、「516単位」を「520単位」に、「491単位」を「495単位」に、「480単位」を「484単位」に、「472単位」を「476単位」に、「413単位」を「416単位」に、「381単位」を「384単位」に、「368単位」を「371単位」に、「359単位」を「362単位」に改め、同１のロ中「867単位」を「874単位」に、「861単位」を「868単位」に、「850単位」を「857単位」に、「586単位」を「591単位」に改める。

別表第５の１の注１の㈡中「第２条第５号」を「第１条第６号」に改める。

別表第６の１のイ中「1,288単位」を「1,299単位」に、「973単位」を「981単位」に、「697単位」を「703単位」に、「629単位」を「634単位」に、「578単位」を「583単位」に、「1,160単位」を「1,170単位」に、「876単位」を「883単位」に、「627単位」を「632単位」に、「567単位」を「572単位」に、「520単位」を「524単位」に、「1,128単位」を「1,138単位」に、「847単位」を「854単位」に、「599単位」を「604単位」に、「533単位」を「538単位」に、「490単位」を「494単位」に、「1,081単位」を「1,090単位」に、「818単位」を「825単位」に、「584単位」を「589単位」に、「528単位」を「532単位」に、「477単位」を「481単位」に、「1,067単位」を「1,076単位」に、「804単位」を「811単位」に、「571単位」を「576単位」に、「513単位」を「517単位」に、「462単位」を「466単位」に改め、同１のロ中「722単位」を「728単位」に、「876単位」を「883単位」に改め、同１のハ中「第10」を「第９」に改める。

別表第６の１の注１中「第11から第15まで」を「第10から第14まで」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同１の注１の㈠中「第10」を「第９」に改め、同１の注８を同１の注９とし、同１の注７の前に同１の注８として次を加える。

８　イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されてない場合は、１日につき12単位を減算する。

別表第６の10の注中「第５条第22項第２号」を「第５条第21項」に改める。

別表第７の１のイ中「882単位」を「888単位」に、「750単位」を「755単位」に、「619単位」を「623単位」に、「557単位」を「561単位」に、「486単位」を「490単位」に、「576単位」を「580単位」に、「504単位」を「508単位」に、「304単位」を「306単位」に、「229単位」を「231単位」に、「164単位」を「165単位」に、「588単位」を「592単位」に、「266単位」を「268単位」に改め、同１のロ中「2,579単位」を「2,598単位」に、「2,380単位」を「2,397単位」に、「1,388単位」を「1,398単位」に改め、同１のハ中「2,460単位」を「2,478単位」に、「2,251単位」を「2,267単位」に、「1,289単位」を「1,298単位」に、「1,719単位」を「1,731単位」に、「1,587単位」を「1,599単位」に、「925単位」を「932単位」に改め、同１のニ中「750単位」を「755単位」に、「229単位」を「231単位」に改める。

別表第７の１の注１中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同１の注２中「第11」を「第10」に、「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同１の注３及び注４中「障害児程度区分」を「障害児支援区分」に、「障害の程度」を「障害の支援」に改め、同１の注７及び注10中「障害児程度区分」を「障害児支援区分」に改め、同１の注11及び注12中「第11」を「第10」に、「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に改め、同１の注13中「第11」を「第10」に、「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「障害児程度区分」を「障害児支援区分」に改め、同表の３の注中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同表の５の注１及び注２中「第11」を「第10」に改め、同表の13の注中「共同生活介護事業所（単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第３項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。）を除く。）において行う場合にあっては1000分の30に相当する単位数、」を削り、「場合（単独型事業所」の下に「（指定障害福祉サービス基準第115条第３項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。）」を加え、「1000分の69に相当する単位数」を「1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の69に相当する単位数」に改め、同表の14の注中「共同生活介護事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の10に相当する単位数、」を削り、「1000分の23に相当する単位数」を「1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の23に相当する単位数」に改める。

別表第８の１の注１中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、「第２の１の注１」の下に「の㈠」を加える。

別表第９を削る。

別表第10の１のイ中「447単位」を「451単位」に、「376単位」を「380単位」に、「304単位」を「307単位」に、「229単位」を「231単位」に、「165単位」を「167単位」に改め、同１のロ中「352単位」を「355単位」に、「293単位」を「296単位」に、「232単位」を「234単位」に、「182単位」を「184単位」に、「144単位」を「145単位」に改め、同１のハ中「291単位」を「294単位」に、「244単位」を「246単位」に、「195単位」を「197単位」に、「159単位」を「161単位」に、「130単位」を「131単位」に改め、同１のニ中「265単位」を「268単位」に、「220単位」を「222単位」に、「175単位」を「177単位」に、「144単位」を「145単位」に、「123単位」を「124単位」に改める。

別表第10の１の注１中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同１の注１の㈡中「第11」を「第10」に、「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第15」を「第14」に改め、同１の注１の㈢中「第14」を「第13」に改め、同表の３の注４から注６まで中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同表の６の注１中「指定共同生活介護及び第16の１の注１に規定する指定共同生活援助」を「第15の１の注１に規定する指定共同生活援助及び第15の１の２の注６に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に改め、同表の９の注２中「医療観察法」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）」に改め、同表を別表第９とする。